

川島町立保育園における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン（案）に対するご意見と町の考え方

実施時期 令和5年9月25日～10月10日

寄せられたご意見 7件

○提出意見と町の考え方

提出意見1：看護師等の免許を有していない者でも、一定の条件を満たすことで実施できる医療処置もあるため、多くの職員が実施できる体制整備を望みます。

町の考え方：対象児童への医療的ケアが安全・確実に実施されることを第一優先と考え、総合的な医療的知識・技術をもつ看護師が原則医療的ケアを実施することと考えております。保育現場は生活の場であり、限られた時間内で健康状態を把握し、安全な保育・医療的ケアを行うことが求められます。こういった中で、保育士が医療的ケアに対する一定の知識・技術をもち保育にあたることは大変重要であると思います。そのため、積極的に喀痰吸引等研修を受講できるよう、経済的支援、職員配置等の考慮を行い、認定特定行為業務従事者の育成に努めてまいります。

提出意見2：保護者の負担軽減の観点から、医療的ケアに必要な物品を一定量まとめて保育園に管理できると良いと考えます。

町の考え方：保護者と保育園において申し合わせを行い、衛生的に保管・管理できる状況であると双方で判断した場合は、一定量まとめて保育園に保管できる旨を「ガイドライン第3 医療的ケアの実施体制」に追加しました。

提出意見3：職員研修について、技術面のみならず、医療的配慮を必要な対象児の心理的な面についての理解が特に重要ではないかと考えます。経験豊富であろう職員の見守りは安心感がある一方で健常児との対応で身に着けた知見が基準になることが懸念されます。医療的ケア児に対するうえでは、新しい視点を持つことが必要である旨留意してほしい。

町の考え方：埼玉県等により行われる研修を保育士に情報提供し、積極的に受講できるよう、経済的支援、職員配置等の考慮を行い、職員のスキルアップに対する支援に努めてまいります。

提出意見4：起こりうる緊急事態ごとの対応マニュアルを作成し、緊急時対応の訓練を行うことで、有事の混乱回避につながるのではないかと思います。

町の考え方：対象児童一人一人に対し、「予想される緊急時の対応（様式第14号）」、「安全管理マニュアル（1日の流れの中で予想される事故）（様式第15号）」を作成することとなっております。この様式に沿って、予想される事案とそれに対する対処方法・対応策を作成し、保護者と確認すること、主治医にも確認してもらい、必要に応じて助言をもらうこととしています。訓練においてもこのマニュアルに基づき連絡担当、搬送担当など職員の動きを確認し、緊急時及び災害時に的確、迅速に行動できるよう日頃から備えたいと考えております。訓練に関して、ガイドラインに明記がなかったため、「第3 医療的

ケアの実施体制」に追加をいたしました。

提出意見5：情報共有と緊急時の対応強化、職員のスキルアップ等を目的とした意見交換会を定期的に開催できたたら良いのではないかと思います(必要に応じて外部の有識者も招いて)。

町の考え方：ご意見に関する意見交換会は重要なことと考えます。「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」や「安全管理マニュアル(1日の流れの中で予想される事故)(様式第15号)」等についての評価や見直しを行うためにも定期的に意見交換会を開催したいと考えます。ガイドライン「第3 医療的ケアの実施体制」に意見交換会の開催を追加しました。

提出意見6：嘱託医にも医療的ケア児についての見識を有する医師が望ましい。

町の考え方：現在、町の2歳児健診の内科健診を依頼している町内開業医医師に嘱託医を依頼しております。今後、嘱託医に関しても研修受講について案内し、医療的ケア児に関する知識を深める機会を提供したいと考えております。

提出意見7：医療的ケア児を受け入れることは最終目標ではなく、これらの園児にどのような取り組みができるかが本計画の重要な胆であると考えます。

町の考え方：今回のガイドライン作成は、医療的ケアを必要とするお子さまを安全にお預かりする体制整備におけるスタートラインであると考えております。今後も保護者とそのお子さま、関係機関、町において評価や見直しを繰り返し、より良い保育を行うための取り組みが行えるよう努めてまいります。